

大気汚染物質排出量調査

QA 集

横浜市みどり環境局大気・音環境課

令和7年5月

目次

【大気汚染物質排出量調査に関する QA】	2
1 大気汚染物質排出量調査とは何か。	2
2 調査項目は何か。	2
3 提出方法は何があるのか。	2
4 郵送で提出予定だが、控えはもらえるか。	2
【調査票の記載に関する QA】	3
5 排出量調査の送付番号がわからないが、どこをみたらよいか。	3
6 調査票の計算がわからない。	3
7 調査票の記載担当者の欄は、ボイラーの管理会社の社名や担当者名を記載してもよいか。	3
8 調査票のチェック欄（超、不、変、休、廃）には何を記載するのか。	3
9 ガスメーターの故障により、月間燃原料使用量が不明となっている期間があるが、どうしたらよいか。	4
10 ばい煙発生施設が複数台あるが、ガスメーターが1つしか設置されていない場合、ガス使用量は どう記載すれば良いか？	4
11 昨年度廃止した施設についても報告が必要か。	4
12 非常用発電機を定期点検でのみ使用した場合はどのように記載すれば良いか？	5
13 非常用発電機を停電等で稼働した場合はどのように記載すれば良いか？	5
【電子申請に関する QA】	6
14 電子申請についてはどのように行えばいいのか。	6
15 電子申請で提出予定だが、控えはもらえるか。	6
16 らくらく調査票を用いて電子申請できるのか。	6
17 ビル管理会社で複数の事業所を管理しているが、複数の事業所について電子申請できるか。 ...	6
【測定に関する QA】	7
18 ガス専燃ボイラーの窒素酸化物（NO _x ）とばいじんの測定頻度を教えてほしい。	7
19 冬場のみ施設を稼働しているのだが、測定は冬場だけで問題ないか。	7

【大気汚染物質排出量調査に関する QA】

1 大気汚染物質排出量調査とは何か。

ばい煙発生施設を設置している工場・事業場（※）に対して、規制基準の遵守状況の確認のために行っている調査です。

なお、本調査結果は、環境行政の基礎資料とするため、国や県に情報提供する場合がありますので、ご了承ください。

※令和7年度より非常用の発電施設のみを設置している工場・事業場を大気汚染物質排出量調査の対象から除外しました。

2 調査項目は何か。

大気汚染防止法第16条及び横浜市生活環境の保全等に関する条例第27条で規定する測定結果を調査項目としています。

3 提出方法は何があるのか。

窓口、郵送又は電子申請による提出をお願いします。

4 郵送で提出予定だが、控えはもらえるか。

控えが必要な場合には、調査票2部と返信用封筒（返信用切手を貼って返信先を記入してください。）を同封の上、郵送してください。受付印を押印後、1部を返信します。

【調査票の記載に関する QA】

5 排出量調査の送付番号がわからないが、どこをみたらよいか。

当課より送付した施設一覧表のヘッダー部又は 1 枚目の左上に記載があります。施設一覧表が届いていない場合はご連絡ください。

令和 7 年度より非常用の発電施設のみを設置している工場・事業場を本調査の対象から除外しました。

6 調査票の計算がわからない。

ウェブページに公開している「大気汚染物質排出量調査 調査票作成の手引き」をご確認ください。

また、燃料使用量と測定結果を入力するだけで、調査票に必要な計算が簡単にできる「らくらく調査票」をウェブページに掲載しています。ダウンロードし、必要事項を入力した上で、提出をお願いします。

7 調査票の記載担当者の欄は、ボイラーの管理会社の社名や担当者名を記載してもよいか。

記載担当者欄には、施設管理会社の会社名、担当者名を記載いただいても構いません。電話番号は当課からの問合せの際に使用するため、日中にご連絡ができる番号を記載してください。

8 調査票のチェック欄（超、不、変、休、廃）には何を記載するのか。

チェック欄（超、不、変、休、廃）は、当課で使用するため記載不要です。

9 ガスメーターの故障により、月間燃原料使用量が不明となっている期間があるが、どうしたらよいか。

月間燃原料使用量が不明な期間については、月間燃原料使用量が明らかな期間の平均値を記載してください。また、備考欄にガスメーターの故障により測定ができず、他月の平均値を使用した旨を記載してください。

10 ばい煙発生施設が複数台あるが、ガスメーターが1つしか設置されていない場合、月間燃原料使用量はどう記載すれば良いか？

施設の能力や運転時間等により、燃原料使用量を按分してください。

11 昨年度廃止した施設についても報告が必要か。

(令和6年度に施設を廃止した場合)

令和6年4月1日から廃止された日までの稼働実績及び測定結果の報告をお願いします。

(令和6年度より前に施設を廃止した場合)

廃止届が提出されていない可能性があります。当課に提出状況をご確認ください。その他、特記事項がある場合は備考欄に記載してください。

12 非常用発電機を定期点検でのみ使用した場合はどのように記載すれば良いか？

「大気汚染物質排出量 調査票作成の手引き」の「入力例 1 非常用施設（使用実績のなかった施設）」を参考に、年度間乾き排出ガス量に「0」と入力してください。

13 非常用発電機を停電等で稼働した場合はどのように記載すれば良いか？

「大気汚染物質排出量 調査票作成の手引き」の「入力例 2 常用施設（使用実績があった施設）」を参考に月間燃原料使用量等を入力してください。

【電子申請に関する QA】

14 電子申請についてはどのように行えばいいのか。

調査票を作成し、電子データ（pdf,xlsx の拡張子のもの）を横浜市電子申請・届出システムにて提出して下さい。提出いただいた調査票の記載内容に不備・不足がないことを確認後、受理となります。

15 電子申請で提出予定だが、控えはもらえるか。

電子申請で提出いただいた場合、控えを返却することはできません。控えが必要な場合は、窓口又は郵送で提出をお願いします。

16 らくらく調査票を用いて電子申請できるのか。

電子申請を行う際に、らくらく調査票を添付することで電子申請が可能です。

17 ビル管理会社で複数の事業所を管理しているが、複数の事業所について電子申請できるか。

可能です。提出の際は、それぞれの事業所の調査票又はらくらく調査票を添付してください。

【測定に関する QA】

18 ガス専燃ボイラーの窒素酸化物（NO_x）とばいじんの測定頻度を教えてください。

ガス専燃ボイラー（排出ガス量 4 万 m³N／時未満の場合）の測定頻度は
NO_x：6 か月に 1 回以上、ばいじん：5 年に 1 回以上です。

19 冬場のみ施設を稼働しているのだが、測定は冬場だけで問題ないか。

稼働時期に測定していれば問題ありません。